

オープンカウンター方式による見積合わせについて（公示）

次のとおりオープンカウンター方式による見積合わせを行いますので、参加を希望される場合は、本公示内容を熟読の上、見積書を提出してください。

なお、オープンカウンター方式とは、案件をホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方法です。

令和 7 年 11 月 10 日

支出負担行為担当官

東北森林管理局署長 箕輪 富男

1 見積合わせに付する事項

- (1) 物 件 名 森林技術・支援センター 構内除排雪作業
- (2) 業 務 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山 540-8
- (4) 履 行 期 間 契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 23 日（月）まで

2 見積に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しないこと。
- (3) 令和 07・08・09 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において A、B、C 又は D の等級に登録されており、営業品目：「建物管理等各種保守管理」、「その他」、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 本公示に記載された資格を有していると認められる上記（3）の証明書類及び委任状がある場合は見積提出の際に併せて提出すること。

3 仕様書等を示す場所、問い合わせ先及び見積書の提出先

〒010-8550 秋田県秋田市中通五丁目 9 番 16 号

東北森林管理局 総務企画部 経理課 企画係

電話 018-836-2074

e-mail: t_keiri@maff.go.jp

4 見積書等の提出について

- (1) 見積書は令和 7 年 11 月 10 日（月）から受け付け、令和 7 年 11 月 26 日（水）を提出期限とします。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に掲げる行政機関の休日を除く午前 9 時から午後 5 時までに限ります。
- (2) 見積書の提出に当たっては、持参のほか、郵送、電子メールによる提出も認めますが、上記（1）の提出期限までに到達しなかった見積書は無効とします。また、見積書は封筒に入れて密封し、その封皮に「森林技術・支援センター 構内除排雪作業 見積書在中」と必ず朱書きしてください。
電子メールによる提出の場合は、見積書及び内訳書を PDF 化し、上記 3 の e-mail 宛てに送信することとし、送信する際に電子メールの件名に「森林技術・支援センター 構内除排雪作業 見積書提出」と記載すること。
- (3) 見積書は別添の様式を使用するものとし、記載する金額は消費税及び地方消費税を含まない総価を記載してください。また、内訳書を見積書に添付するものとし、内訳書の各項目に金額を記入の上、各項目の金額を合計した金額が見積書の金額と一致するように提出願います。

5 見積合わせについて

- (1) 見積合わせは非公開で行い、その結果については、見積書の提出期限以後概ね 1～2 日（閉庁日除く）中に見積参加者に通知します。
- (2) 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約価格とする。

6 見積書の無効について

東北森林管理局随意契約見積心得第 4 条のとおりです。

7 契約保証金

免除する。

8 契約の相手方の決定について

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積した者を契約の相手方とします。
- (2) 上記（1）において、同価の見積りをした者が 2 人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。

- 9 契約書等作成の要否について
指定の契約書を作成します。

10 その他

- (1) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。
- (2) 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、見積り参加者へ再度見積を依頼し、随意契約の協議を行う事ができるものとします。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

=== お知らせ ===

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局ホームページ

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>
をご覧ください。

除排雪作業仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、庁舎構内除排雪作業に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除排雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転(以下単に「運転」という。)するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- 6 受注者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 7 受注者は、除排雪予定箇所に概ね15センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除排雪を行うものとする。但し、15センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督員の指示により出動するものとする。
ただし、受注者が生活道路等の除雪契約により、国、県又は市町村から出動命令が出されている場合は、これを拒むことができる。その場合は、発注者の出動指示があった日から原則3日以内に本契約の除雪等を実施することとする。
- 8 発注者は、緊急を要する場合であって、計画書等に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 9 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限る、運転時間に算入するものとする。
- 10 受注者は、除排雪作業に出動するとき及び除排雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督員に連絡しなければならない。
- 11 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 12 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 13 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除排雪車両(以下「契約車両」という)のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除排雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督員の承認を得たときに限り、新規に除排雪車両を使用することができる。
- 14 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除排雪単価(以下本項において「当初契約単価」という)以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。
- 15 作業時間は、原則午前6時から午後9時までとする。ただし監督員より左記時間以外の時間による指示があった場合はその指示に従うものとする。

III 除排雪作業の安全管理等

- 1 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うも

のとする。

- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除排雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除排雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

IV 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに除排雪作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

V 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、作業報告書及び関連書類を提出し、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。
- 3 3月期の請求は速やかに行うものとする。

VI 契約の変更及び満了

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、緊急やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要が生じたとき。
- 2 履行期間満了の日以前に、契約書記載の契約予定金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって、本契約は満了したものとみなす。

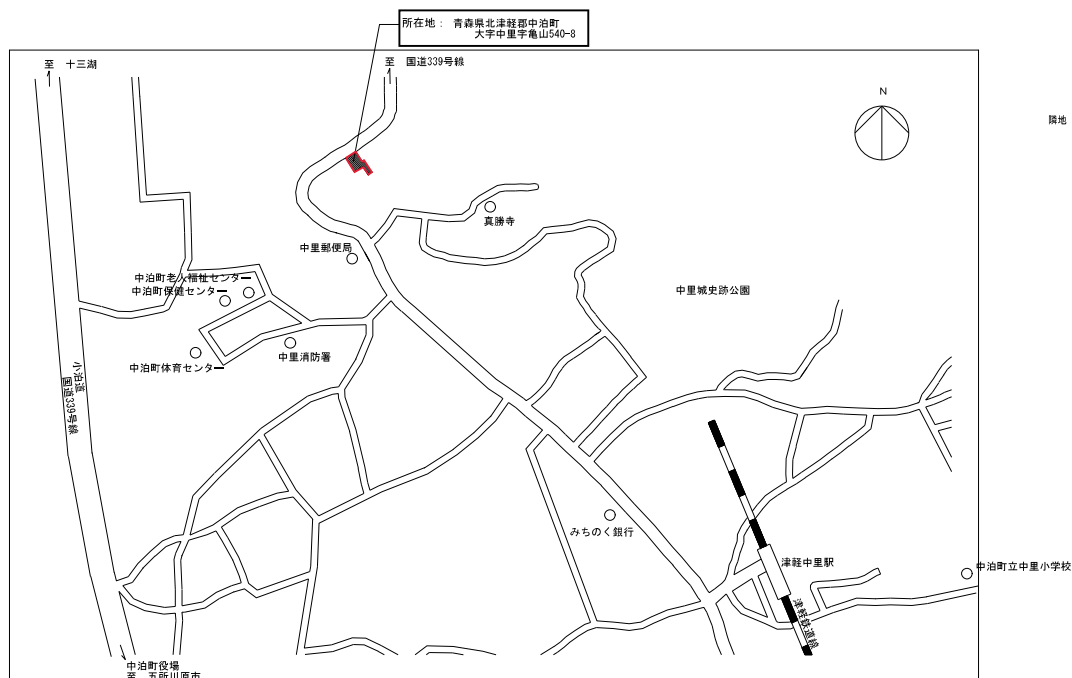
VII 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。

別紙

除排雪作業実施要領

- 1 この実施要領(以下「要領」という。)は、除排雪作業についての一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによるものとする。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、全て発注者(発注者の命じた職員を含む。以下同じ。)の指示監督に従うこと。
- 2 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
- 3 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は、作業する日の出庫時及び入庫時に表示板等に表示日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者が日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真(時計等時刻がわかる写真を含む)を撮影すること。
 - (3) 受注者は、作業報告書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び作業報告書は、監督職員が提出を求めた都度、速やか提出し監督職員の確認を受けること。
- 4 除排雪作業に直接必要な運搬施設・材料置場・宿舍・倉庫等の敷地の用に供するため、国有林野を使用する場合は、発注者の指示に従い所定の手続をすること。
- 5 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握の上除排雪作業を行うこと。
 - (1) 除排雪の箇所及び除排雪の程度
 - (2) 橋梁・ガードレール・擁壁・門扉等構造物の保全。
- 6 除排雪作業の障害となるものは、発注者の指示に従い取壊し、除去又は移転すること。
- 7 除排雪作業中で、次の場合は、事前に発注者の指示に従うこと。
 - (1) 発注者の指示した除排雪区域外を除排雪する場合。
 - (2) 支障となる立木及び転倒木並びに倒れるおそれのある立木がある場合。
 - (3) 上記以外で、安全作業の遂行上危険が予測される場合。



凡	例
除排雪作業箇所	

加振名	森林技術・支援センター	索引番号		図面番号	
所在	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-8	図面名称	案内図 配置図	縮尺	1/200
調整年月日	令和3年6月8日	調整者	官署又は資格	氏名	

除排雪作業報告書

商号又は名称:

氏名:

No. 1

作 業 実 施 年 月 日			令 和 年 月 日 ()					
作 業 実 施 者 氏 名								
作業時間	機種/機械名		台数及び 人数	始業 時間	終了 時間	作業 時間	(参考) 実働時間	備考
〇〇センター	除雪/ ホイールローダ (m ³)	当日						
		累計						
	排雪/ ダンプトラック (t)	当日						
		累計						
〇〇センター	除雪/ ホイールローダ (m ³)	当日						
		累計						
	排雪/ ダンプトラック (t)	当日						
		累計						
合計	除雪/ ホイールローダ (m ³)	当日						
		累計						
	排雪/ ダンプトラック (t)	当日						
		累計						
特 記 事 項							運転時間 確認者印	
報告書検査日 及び 検査職員氏名			令和 年 月 日 農林水産 技・事務 官 ☐					

運 転 時 間 実 施 計 画 書

[illegible]

様式第 1 号（第 3 条）

見 積 書

業務名：森林技術・支援センター 構内除排雪作業

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額には消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に 10% に相当する額を加算した金額となること及び随意契約見積心得、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾のうえ、見積りします。

年 月 日

支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

(見積者)

所 在 地

会 社 名

代表者氏名

(代理人)

所 在 地

会 社 名

代理人氏名

(注意事項)

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

別紙

内訳書

業務名：森林技術・支援センター 構内除排雪作業

種目	機種	規格	予定 時間	単価 (税抜)	金額 (税抜)	備考
建設 機械 経費	ホイール ローダ	0.5m ³	40時間			
	ダンプ トラック	4t	12時間			
小計						
消費税額						
合計						

様式第2号 (第3条)

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 見積年月日 年 月 日

2 件 名 森林技術・支援センター 構内除排雪作業

3 見積書提出に関する一切の件

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪 富男 殿

役務契約書(単価契約)

- 上記の請負業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和7年 月 日に交付した東北森林管理局役務契約約款及び仕様書によって、公正な売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
- この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年 月 日

発注者 秋田県秋田市中通五丁目9番16号
支出負担行為担当官
東北森林管理局長 箕輪 富男 印

受注者

除排雪作業仕様書

I 適用範囲

- 1 本仕様書は、庁舎構内除排雪作業に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない軽微な事項について、発注者又は発注者の監督員は、受注者に指示することができるものとする。

II 作業

- 1 チャーター予定の機種等及び予定時間数並びに作業場所は、契約単価表及び除排雪作業図面による。
- 2 受注者は、この契約履行に必要な現場代理人を選任のうえ、運転着手前に発注者に通知するものとする。ただし、現場代理人と運転者はこれを兼ねることができる。
- 3 現場代理人及び運転者は、運転現場において発注者の指示監督にしたがい、運転に必要な一切の事項を処理しなければならない。
- 4 受注者は、発注者の指示監督により、機械を運転(以下単に「運転」という。)するときは、受注者又は受注者の運転者により運転するものとし、この運転に必要な燃料・人件費・修繕費・保険料・その他一切の経費は、受注者の負担とする。
- 5 発注者は、計画書等に基づき、受注者に運転実施を指示する。
- 6 受注者は、常に除排雪作業に従事できるよう、準備体制を整えなければならない。
- 7 受注者は、除排雪予定箇所に概ね15センチメートル以上の降雪があったときは、発注者の交通の支障とならないように、除排雪を行うものとする。但し、15センチメートル以下の降雪であっても、交通等の障害となる場合は、発注者又は発注者の監督員の指示により出動するものとする。
ただし、受注者が生活道路等の除雪契約により、国、県又は市町村から出動命令が出されている場合は、これを拒むことができる。その場合は、発注者の出動指示があった日から原則3日以内に本契約の除雪等を実施することとする。
- 8 発注者は、緊急を要する場合であって、計画書等に明示されていない運転を必要とするときは、前項の規定にかかわらずその都度受注者に指示することができるものとし、受注者は、やむを得ない事由がある場合のほか、これを拒んではならない。
- 9 受注者は、災害及び危険防止上特に必要と認めるときは、あらかじめ発注者の了承を求めて運転指示以外の運転を行うことができる。ただし、緊急やむを得ないときは、受注者は、独自の判断で上記の運転を行うことができる。これらの場合の運転は、発注者が認めるものに限る、運転時間に算入するものとする。
- 10 受注者は、除排雪作業に出動するとき及び除排雪作業を完了したときは、その旨を発注者又は発注者の監督員に連絡しなければならない。
- 11 発注者は、受注者の運転の内容について、1日を単位として、運転開始及び終了の時刻、その他必要な事項を確認するものとする。
- 12 発注者の認めない運転時間、代替車両の運送時間及び発注者の責に帰さない事由による運転休止時間及び休憩時間は、運転時間に算入しないものとする。
- 13 受注者は、現地の状況により、本契約に係る除排雪車両(以下「契約車両」という)のみで交通確保ができないとき、又は契約車両の故障等により、除排雪作業が不能のときは、発注者又は発注者の監督員の承認を得たときに限り、新規に除排雪車両を使用することができる。
- 14 前項の場合において、契約車両の代替車両は、原則として契約車両と同程度の機能を有するものとするが、契約した1時間当たりの除排雪単価(以下本項において「当初契約単価」という)以上の機種を使用したときは、当初契約単価の機種と見なし、当初契約単価未満の機種を使用したときは、発注者が、あらかじめ機種ごとに定めた単価に変更するものとする。
- 15 作業時間は、原則午前6時から午後9時までとする。ただし監督員より左記時間以外の時間による指示があった場合はその指示に従うものとする。

III 除排雪作業の安全管理等

- 1 除排雪作業の安全管理及び除排雪作業に伴う技術指導は、受注者の責任において行うも

のとする。

- 2 受注者は、構内道路、駐車場、環境緑化木等の状態を常に確認し、除排雪作業開始前に危険な箇所の点検を行い、事故防止に努めなければならない。
- 3 受注者は、除排雪作業に必要な免許証を所持し、必要な技術を有する運転員を配置のうえ、作業に従事させなければならない。
- 4 受注者は、必要に応じ運転助手を配置し、除排雪車両の誘導に従事させなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示監督にしたがうほか、労働安全諸法令等を遵守して運転を実施するとともに、発注者又は監督職員の許可なくして、長時間にわたって他の交通を妨害する等、公衆に迷惑を及ぼす等の行為をしてはならない。

IV 報告書の提出

受注者は、作業実施後速やかに除排雪作業実施要領の3に定める作業報告書及びその他必要な資料を発注者の監督員に提出しなければならない。

なお、作業報告書等の提出は1ヶ月を単位とした提出でもよいものとする。

V 代金の請求

- 1 受注者は、チャーター期間中であっても、作業報告書及び関連書類を提出し、検査済既部分に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。
- 2 支払いの対象となる運転時間は15分を単位とし、29分以下は15分に、44分以下は30分に、59分以下は45分に、それぞれみなすものとする。ただし、14分以下はこれを切捨てるものとする。
- 3 3月期の請求は速やかに行うものとする。

VI 契約の変更及び満了

- 1 発注者は次に掲げる理由が生じて事業内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して契約の変更を行うことができるものとする。
 - (1) 履行期間内であって、緊急を要する場合、緊急やむを得ない場合及び運転の変更に伴い、契約予定金額に達しても予定の作業が終了できないと判断したとき。
 - (2) 契約以外の建設機械等を使用する必要性が生じたとき。
- 2 履行期間満了の日以前に、契約書記載の契約予定金額に達した場合は、その予定金額に達した時をもって、本契約は満了したものとみなす。

VII 事故報告

受注者が機械の駐車中又は運転中に、第三者に損害を与えた事故が発生したときは、事故の内容及び処置について、遅延なく発注者に報告しなければならない。

別紙

除排雪作業実施要領

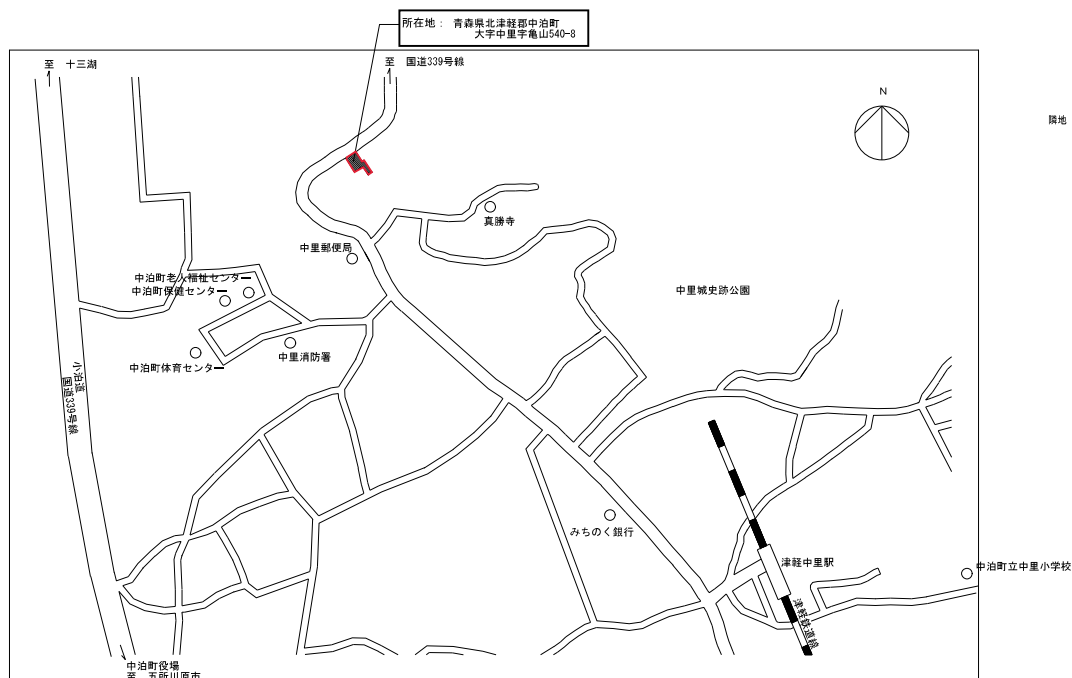
- 1 この実施要領(以下「要領」という。)は、除排雪作業についての一般的事項を示すもので、特に仕様書が付加された場合で、この要領と重複する部分があるときは、仕様書の定めによるものとする。
この要領に示されていない事項及び疑義のある事項については、全て発注者(発注者の命じた職員を含む。以下同じ。)の指示監督に従うこと。
- 2 受注者は、業務着手前に発注者と打合せを行い、作業内容等について指示を受けること。
- 3 作業内容及び運転時間の確認について
 - (1) 受注者は、作業する日の出庫時及び入庫時に表示板等に表示日時、作業内容等を記載の上、使用機械と作業場所が入った写真を撮影すること。
 - (2) 運転時間の管理は振動式タコメーターを基本とするが、アワーメーターによる場合は、受注者が日々の作業開始時及び作業終了時に計器の数値が確認できる写真(時計等時刻がわかる写真を含む)を撮影すること。
 - (3) 受注者は、作業報告書へ日々の作業について必要事項を記載すること。
 - (4) 上記(1)～(3)の写真及び作業報告書は、監督職員が提出を求めた都度、速やか提出し監督職員の確認を受けること。
- 4 除排雪作業に直接必要な運搬施設・材料置場・宿舍・倉庫等の敷地の用に供するため、国有林野を使用する場合は、発注者の指示に従い所定の手続をすること。
- 5 受注者は、発注者の指示する次の事項について、現地を十分把握の上除排雪作業を行うこと。
 - (1) 除排雪の箇所及び除排雪の程度
 - (2) 橋梁・ガードレール・擁壁・門扉等構造物の保全。
- 6 除排雪作業の障害となるものは、発注者の指示に従い取壊し、除去又は移転すること。
- 7 除排雪作業中で、次の場合は、事前に発注者の指示に従うこと。
 - (1) 発注者の指示した除排雪区域外を除排雪する場合。
 - (2) 支障となる立木及び転倒木並びに倒れるおそれのある立木がある場合。
 - (3) 上記以外で、安全作業の遂行上危険が予測される場合。

別紙

契約単価表

業務名: 森林技術・支援センター 構内除排雪作業

種目	機種	規格	予定 時間	単価 (税抜)	金額 (税抜)	備考
建設 機械 経費	ホイール ローダ	0.5m ³	40時間			
	ダンプ トラック	4t	12時間			
小計						
消費税額						
合計						



凡	例
除排雪作業箇所	

加振名	森林技術・支援センター	索引番号		図面番号	
所在	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山540-8	図面名称	案内図 配置図	縮尺	1/200
調整年月日	令和3年6月8日	調整者	官署又は資格	氏名	